

《 コミュニティ助成事業のお知らせ 》

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行うものです。

上記の趣旨から、施設・設備もしくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじの広報表示を行い、広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うことが必須となっています。



●事業実施主体

自治会・町内会など地域に密着してコミュニティ活動を行っている団体。

※営利団体、宗教団体、趣味の会、愛好会などコミュニティを伴わない組織は対象外となります。

●助成事業（令和9年度コミュニティ助成事業実施要綱より）

区 分	対 象 事 業	助 成 金 額
一般コミュニティ助成事業 ・申請は各年度で市から2件のみ	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。ただし、建築物・消耗品は対象外となります。 ※同一団体の複数申請は不可 ※地域の祭りに関する備品の修理・修繕、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫・物置等は助成対象（同時に整備する備品を保管する目的のもので、最低限の大きさのもの1基）。	100万円から250万円まで。
コミュニティセンター助成事業 ・申請は各年度で市から1件のみ	住民の自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設（主に新築を対象）及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。 ※認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要 ※建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実なものに限る。 ※一般コミュニティ助成事業との併用は不可 ※既存建物の増築・改修は対象外	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円まで。
対象外となるもの	土地の整備・取得・造成、既存施設・中古品の購入、既存の施設または設備等の修理・修繕・撤去・解体処理、外構工事、車両等に要する費用は対象外となります。	

※助成金は1件につき10万円単位となります（10万円未満切り捨て）。

●事業の手続き

事業実施の前年8月末日までに、市に「要望書」を提出していただきます。その後、コミュニティ助成事業実施要綱の通知があり次第、「申請書類」を所定の期間内に提出していただきます。

「申請書類」は茨城県を經由して、（一財）自治総合センターに提出され、事業内容の審査を受けて、翌年に事業の採択・不採択が決定されます。

事業の採択が決定した場合、4月以降に事業実施となります。

事業完了後に、「実績報告書類」を所定の期間内に提出していただきます。

●これまでに行った事業

令和5年度	子ども神輿修復
令和3年度	子ども神輿修復
令和元年度	山車の整備
平成29年度	祭り衣装他、コミュニティ活動備品整備
平成28年度	大太鼓製作
平成27年度	集会所建設
平成26年度	遊具設置
平成25年度	山車製作
平成24年度	大太鼓製作、子ども神輿修復
平成22年度	大人神輿・子ども神輿製作
平成21年度	山車製作
平成20年度	コミュニティセンター建設
平成19年度	山車製作

※記載のない年度は事業実施なし。

●問合せ先 総務部 まちづくり協働課

場 所：結城市中央町二丁目3番地（結城市役所4階）

電 話：0296-54-7008

FAX：0296-54-7009

休 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始